

【町民のみなさまへ】新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧（令和2年7月1日現在）

	対象	名称	実施主体	実施状況・期間	概要（※詳細及び最新情報は各問い合わせ先へご確認ください。）	申込み・問い合わせ先
給 付 金 等	すべての皆様に	特別定額給付金	国	令和2年5月14日 ～8月13日	令和2年4月27日現在、住民基本台帳に記録されている方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 <u>一人あたり10万円を支給。</u>	厚岸町 町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131
		がんばろう厚岸応援券	厚岸町	令和2年6月10日 ～12月31日	令和2年5月25日現在、住民基本台帳に記録されている方に対して、 <u>一人あたり6,000円分の応援券（商品券）を支給。</u> （額面500円×12枚。うち3,000円分は飲食店専用券）	厚岸町 観光商工課商工雇用係 ☎0153-52-3131
	子育て世帯への 支援	子育て世帯への 臨時特別給付金	国	令和2年5月15日～ 11月30日	児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、対象児童 <u>一人あたり1万円を支給。</u>	厚岸町
		子育て世帯応援臨時給付金	厚岸町	令和2年6月25日～ 12月10日	厚岸町から国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給決定を受けた者で、令和2年5月31日現在、厚岸町に住民基本台帳に記録されている方に、対象児童（中学生以下） <u>一人あたり2万円を支給します。</u>	保健福祉課子育て・障がい福祉係 ☎0153-53-3333
		牛乳券配付		令和2年5月27日 配付済	新型コロナウイルスの影響により小中学校の臨時休校による給食向け牛乳の停止など、牛乳の消費が低迷していることに鑑み、牛乳の消費拡大を図るため、対象者（小中高校生）に <u>一人あたり1,000円分の牛乳券を配付。</u>	厚岸町 水産農政課農政係 ☎0153-52-3131
	業務や通勤などで 発症した	労働保険の休業補償 （労働基準監督署への申請）	国	実施中	労災保険の休業補償であると認められる場合には、 <u>労災保険給付の対象となります。</u>	厚生労働省 北海道労働局 釧路労働基準監督署 ☎0154-45-7835
	感染・感染の疑いで 無給や減給になった	国民健康保険の 傷病手当金の支給	厚岸町	令和2年1月1日 ～9月30日	給与等の支払を受けている被保険者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり感染が疑われたときに、療養のため3日以上連続して仕事に就くことができず、給与等の全部又は一部が受けられなかった場合、仕事に就くことができなくなった日の4日目から実際に仕事に就けなかった日までのうち、仕事に就くことを予定していた日数分を、直近の継続した3箇月間の給与の平均の日額の3分の2に相当する金額を支給します。	厚岸町 町民課保険医療係 ☎0153-52-3131
		後期高齢者医療制度の 傷病手当金の支給		令和2年1月1日 ～9月30日		
	収入減で学費が 払えない	授業料の減免、奨学金の支給 ※高等教育就学支援新制度	国	実施中	予期できない事由により家計が急変し、世帯（父母等）の収入が減った場合、 <u>授業料減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。</u>	日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301
		高校生等奨学給付金 （公立学校・私立学校）	北海道	実施中	家計急変世帯に対して、 <u>授業料等以外の教育に必要な経費を給付します。</u>	公立：北海道教育委員会 教育庁高等教育課 ☎011-204-5760 私立：北海道 北海道庁学事課 ☎011-204-5066

【町民のみなさまへ】新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧（令和2年7月1日現在）

	対象	名称	実施主体	実施状況・期間	概要（※詳細及び最新情報は各問い合わせ先へご確認ください。）	申込み・問い合わせ先
貸付	休業・失業等で生活資金に不安（生活福祉資金の貸付）	緊急小口資金【特例貸付】 （主に休業された方に向け）	社会福祉協議会	実施中	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して、 1世帯あたり1回限り最大20万円を貸し付けます。 据置期間：貸付日から1年以内、返済期間：据置期間終了後2年以内、貸付利子：無利子	厚岸町社会福祉協議会 ☎0153-52-7752
		総合支援資金 生活支援費【特例貸付】 （主に失業された方向け）			収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対して、 単身世帯：月額15万円以内、複数世帯：月額20万円まで貸し付けます。 据置期間：貸付日から1年以内、返済期間：据置期間経過後10年以内	
猶予	納税が今は厳しい	徴収（納税）の猶予の特例 （町税・道税・国税等）	厚岸町 北海道 国	実施中 ※6月30日又は猶予を受けようとする税の納期限までのいずれか遅い日まで	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する国税、道税、町税を対象に、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった者は、無担保、延滞金なしで1年間、 税の納付を猶予することができます。 【要件】 ・令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ・一時に納税することが困難であること。	国税局 釧路税務署 ☎0154-31-5100 北海道 釧路総合振興局納税課 ☎0154-43-9161 厚岸町 税務課収納係 ☎0153-52-3131
	社会保険料等が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	国	実施中	厚生年金保険料、労働保険料の 納付の猶予 が適用できる場合があります。	厚生労働省 厚生年金：釧路年金事務所 ☎0154-22-5810 労働保険：北海道労働局 ☎011-709-2311
減免等	前年比で収入が30%以上減少する見込み	国民健康保険税の減免	厚岸町	令和3年3月31日までに申請	令和元年度及び令和2年度の保険税（料）であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものを対象に、 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす場合は、保険税（料）の全部又は一部を減免します。 【要件等】 ①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った場合⇒全額免除 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者のいずれかの収入が前年同期と比べて30%以上減少した場合 ※ ⇒一部または全額免除（前年の所得額等により減免額を算出します。） ※ ②の場合、減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であり、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の場合は、前年所得の合計額が1,000万円以下であることが条件です。	厚岸町 税務課課税係（町民課保険医療係） ☎0153-52-3131
		後期高齢者医療保険料の減免				
		介護保険料の減免				厚岸町 税務課課税係（保健福祉課介護保険係） ☎0153-52-3131

【町民のみなさまへ】新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧（令和2年7月1日現在）

	対象	名称	実施主体	実施状況・期間	概要（※詳細及び最新情報は各問い合わせ先へご確認ください。）	申込み・問い合わせ先
減 免 等	保険料等の 支払いが厳しい	国民年金保険料の <u>免除・納付猶予等</u>	国	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少等で所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより国民年金保険料の <u>免除・納付猶予等</u> の対象となる場合があります。	厚生労働省 釧路年金事務所 ☎0154-22-5810 厚岸町 町民課保険医療係 ☎0153-52-3131
	町営住宅の家賃の 支払いが厳しい	町営住宅の家賃の <u>減免・猶予</u>	厚岸町	随時実施中	入居者又は同居者の収入が著しく減少した方に対して、入居者の申請に基づき <u>減免や徴収猶予</u> を適用できる場合があります。	厚岸町 建設課管理維持係 ☎0153-52-3131
	奨学金の 返還が厳しい	奨学金返還の <u>免除・猶予</u>		随時実施中	奨学金返還者からの申請に基づき、厚岸町奨学金貸与条例施行規則の基準を満たした場合は、 <u>返還の免除及び猶予</u> を適用できる場合があります。	厚岸町教育委員会 管理課総務係 ☎0153-52-3131
軽 減 ・ 控 除	対象の皆様に	軽自動車税（環境性能割）の 臨時的軽減の延長	厚岸町	令和元年10月1日 取得分から令和3 年3月31日取得分 まで	軽減対象の取得期限を令和2年9月30日から6ヶ月延長し、令和3年3月31日までに取得した自家用軽自動車までを対象として、 <u>対象期間内に取得した自家用軽自動車税（環境性能割）の税率を1%分軽減します。</u>	厚岸町 税務課課税係 ☎0153-52-3131
		チケット代の払戻を放棄した者 への個人町民税の寄付金控除の 適用		令和2年2月1日 から令和3年1月 31日までに開催予 定だったもの	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催予定で中止等がされた行事で、国が指定するもののうち、町が指定する行事の払い戻しを放棄したチケット代等を対象として、 <u>払い戻しを放棄した金額を個人町民税の寄附金控除として適用します。（上限20万円）</u>	
		個人町民税（住宅ローン控除） の適用要件の弾力化		令和2年9月末ま でに契約、令和3 年12月31日までに 入居する住宅	住宅への入居期限等の適用要件を弾力化し、新築住宅の場合、令和2年9月末までに契約し、令和3年12月31日までに入居する住宅を対象とし、 <u>令和3年分の確定申告をした場合、令和4年度から令和16年度までの13年間、住宅ローン控除を受けられます。</u>	